

賃貸住宅管理業を営む宅建業者の皆様へ

# あなたの会社は大丈夫？

管理業者登録の  
猶予期間は

2022年6月15日で終了

管理戸数200戸以上の場合、業者登録<sup>\*</sup>と業務管理者の配置が義務です。



登録の準備に時間がかかるから、早く始めないと…



もし今後、管理戸数が200戸以上に増えたら…



業者登録していない管理会社って信用できるの…？

国土交通省への業者登録<sup>\*</sup>を行うには多くの書類が必要となります。登録申請書、定款、登記事項証明書、納税証明書、役員全員の身分証明書及び略歴書、損益計算書、業務管理者の配置状況等…書類を揃えるまで時間がかかります。とりわけ「業務管理者」の設置は要件が定められており、非常に重要な項目となっています。

## POINT

現在は管理戸数200戸未満でも、将来の事業拡大への備えや社会的な信用獲得のために、登録することを推奨しています。

### ● 業務管理者の設置について

営業所又は事務所ごとに、賃貸住宅管理の知識・経験等を有する業務管理者を1名以上配置しなければなりません。

### ● 業務管理者の要件

管理業務に関する2年以上の実務の経験を持つ以下の者

宅建士から業務管理者になることが可能！

1

国家資格の  
賃貸不動産経営管理士

2

宅地建物取引士（宅建士）で 指定講習を修了した者

①に該当する者が社内にいない場合でも…

宅建士がいれば②の要件で業務管理者を設置できます！

<sup>\*</sup> 管理戸数200戸以上の場合、登録が義務付けられています。業者登録をせずに委託を受けて賃貸住宅管理業を行った場合や、業務管理者を専任しないと罰則が課せられる恐れがあります。また200戸未満の場合であっても、社会的信用力を確保するにあたって登録を受けることを推奨しています。

指定講習に関する詳細は裏面をチェック！



TRAI 一般社団法人  
全国不動産協会

講習指定機関

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会